

障害者基本法の一部を改正する法律案要綱

第一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部改正

一 目的

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限

を受ける状態にあるものとする。

2 社会的障壁の定義を、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。

(第二条関係)

三 地域社会における共生等

一に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつゝ、次に掲げる事項を旨として図られなければならないこと。

1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図ら

れること。

(第三条関係)

四 差別の禁止

1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
(第四条第一項関係)

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて1の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。
(第四条第二項関係)

3 国は、1の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとすること。
(第四条第三項関係)

五 国際的協調

一に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならないこと。
(第五条関係)

六 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、一に規定する社会の実現を図るため、三から五までに定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有すること。

（第六条関係）

七 国民の理解

国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこと。

（第七条関係）

八 国民の責務

国民は、基本原則にのっとり、一に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。

（第八条関係）

九 障害者週間

1 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けること。

（第九条第一項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。
(第九条第三項関係)

十 施策の基本方針

1 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。
(第十条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこと。
(第十条第二項関係)

十一 障害者基本計画等

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない

いこと。

(第十一条第一項関係)

十二 医療、介護等

1 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。

(第十四条第三項関係)

2 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならないこと。

(第十四条第五項関係)

3 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならないこと。

(第十四条第六項関係)

十三 教育

1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒

と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
(第十六条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
(第十六条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学
校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
(第十六条第三項関係)

十四 療育

国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに
関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
(第十七条関係)

十五 職業相談等

1 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて、適切
な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めると

ともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならないこと。
(第十八条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、1に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。
(第十八条第二項関係)

十六 雇用の促進等

1 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならないこと。
(第十九条第一項関係)

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこと。
(第十九条第二項関係)

十七 住宅の確保

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要

な施策を講じなければならないこと。

(第二十条関係)

十八 情報の利用におけるバリアフリー化等

1 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこと。

(第二十二条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用への推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないこと。

(第二十二条第二項関係)

十九 相談等

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他

の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならぬこと。

(第二十三条関係)

二十 文化的諸条件の整備等

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならないこと。

(第二十五条関係)

二十一 選挙等における配慮

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこと。

(第二十六条関係)

二十二 司法手続における配慮等

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当

事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(第二十七条関係)

二十三 国際協力

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(第二十八条関係)

二十四 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

1 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。

(第二十九条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならないこと。

(第二十九条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならないこと。
(第二十九条第三項関係)

二十五 その他所要の改正を行うこと。

第二 障害者基本法の一部改正

一 障害者基本計画等

1 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
(第十一条第四項関係)

2 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、五の1の合議制の機関の意見を聴かなければならないこと。
(第十一条第五項関係)

3 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、五の3の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
(第十一条第六項関係)

二 障害者政策委員会の設置

1 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置くこと。

（第三十条第一項関係）

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

(一) 障害者基本計画に関し、一の1に規定する事項を処理すること。

(二) (一)に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

(三) 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

（第三十条第二項関係）

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、2の(三)の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならないこと。

（第三十条第三項関係）

三 政策委員会の組織及び運営

1 政策委員会は、委員三十人以内で組織すること。

（第三十一条第一項関係）

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。

(第三十一条第二項関係)

3 政策委員会の委員は、非常勤とすること。

(第三十一条第三項関係)

四

1 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。

(第三十二条第一項関係)

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

(第三十二条第一項関係)

五 都道府県等における合議制の機関

1 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む

む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くこと。

(一) 都道府県障害者計画に関し、一の2に規定する事項を処理すること。

(二) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(三) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
(第三十四条第一項関係)

2 1の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。

(第三十四条第二項関係)

3 市町村(指定都市を除く。以下同じ。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。

(一) 市町村障害者計画に関し、一の3に規定する事項を処理すること。

(二) 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審

議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(三) 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
(第三十四条第四項関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

一 この法律の施行期日の規定を整備すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う関係法律の規定を整備すること。

(附則第二条、第三条、第五条、第六条及び第八条関係)

三 この法律の施行に伴う調整規定を整備すること。

(附則第四条及び第七条関係)